

# A V 出演被害防止・救済法案の適用関係について (差止請求権・プロバイダ責任制限法の特例関係)

- 本法案では、**差止請求権（15条）・プロバイダ責任制限法の特例（16条）**につき、特段の経過措置を置いていないため、施行日から直ちに適用されることとなる。
- よって、出演契約が施行日前に締結されていた場合であっても、施行日以降に、出演契約に基づかない公表行為（継続的な公表を含む。）や出演契約の取消し・解除がなされれば**差止請求権の適用があり**、また、そのA V制作物に係る権利侵害情報があれば**プロバイダ責任制限法の特例の適用がある。**

